給与増加関連税制 その2 | 所得拡大促進税制 |

中小企業者等限定!雇用を守りつつ、賃上げだけでなく、雇用を増加する企業を 下支えする観点から、適用要件が見直され、適用が延長された制度です。



要件

雇用者給与等支給額が前年度より 1.5%以上増加



社員だけでなく、パートやアルバイトの方も含めた 全ての雇用者に対する給与等の支給額 が対象。 (ただし、役員の親族・使用人兼務役員の方は除きます。)

> 改正により、前年度や今年度に中途入社した方や 退職した方のお給与も全て対象となりました!



税額控除額

※法人税額(所得税額)×20%が限度

控除対象雇用者給与等支給増加額× 1 5 %



適用年度の給与(雇用者給与等支給額)から 前年度の給与(比較雇用者給与等支給額)を控除した額。

⇒ 簡単に言えば、お給与の増加部分! (上限あり) 雇用調整助成金を受けた場合は、その額を除きます。

ココも要チェック!「控除額の上乗せ要件」

- ① 給与の増加割合が 1.5% → 2% で
- ② 教育訓練費が前年度と比較し 10%以上増加 又は

経営力向上計画の認定と証明を受けている



場合は、税額控除率が 15% → 25% となります。

お給与関係では、 こちらもご確認ください! 2021年10月1日より 最低賃金が改定されます。 埼玉県は、928円 → 956円へ。 時給での最低賃金です。

(読売新聞 8月14日朝刊より)

## 制度のご紹介

「月次支援金」申請を お忘れなく!

9月までは、支援金制度が決定しています。 (申請期間は対象月の翌月から2ヶ月間です)

## 【要件】

- ① 飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の 影響を受けていること
- ② 月間売上が 2019 年又は 2020 年の同じ月と 比べて50%以上減少していること

【給付額(1ヶ月あたり上限)】

中小法人等:20万円 個人事業者等:10万円

https://ichijishienkin.go.jp/getsujishienkin/

## 最低賃金 28円増

全都道府県初の「800円超え」